

鳥取県における小型定置網漁業の資源管理

(1) 鳥取県における小型定置網漁業の資源及び漁業の概要

定置網漁業は一定の場所に相当期間にわたって漁具を敷設するもので、漁具は垣網、囲網、身網等で構成される。本県では、平成 25 年以前は、知事許可に基づく小型定置網漁業（水深 27 メートル以浅の海域）が岩美町浦富地区及び大山町御来屋地区の地先で営まれていた。しかし、これら 2 経営体については、身網の設置される部分の最深部が水深 27 m 以深に移設されたため、平成 25 年 9 月より定置漁業権の免許を受けた。加えて、近年、鳥取市夏泊地区、米子市淀江地区の地先で新たに知事許可に基づく小型定置網が新設された。

漁獲物はマアジ、サワラ、ハマチ、イカ類、マダイなどが主体で、平成 27 年 12 月現在、4 経営体、6 ケ統が操業している。

(2) 資源管理の取組

①管理計画の策定地区及び参加経営体数

| 計画参加地区 | 計画参加経営体数 |
|------------------|----------|
| 浦富地区、夏泊地区※、御来屋地区 | 3 |

※ 夏泊地区は平成 27 年 4 月に計画策定

②管理措置の概要

当該漁業については、多種混獲型の漁法であることから、魚種を特定した資源管理は困難であり、漁業種類として包括して管理がされている。現在 3 地区で資源管理計画が策定され、下表の自主的措置が講じられている。

| 自主的管理措置 | 内容 |
|------------|----------------------------|
| ◎ ①休漁日の設定 | 休漁期間の設定（2 ヶ月以上） |
| △ ②漁獲サイズ規制 | ヒラメ（全長 25cm）、マダイ（尾叉長 13cm） |

◎資源管理計画による履行確認措置

△資源管理計画に記載されたその他措置

(3) 平成26年度の自己評価の結果

| | |
|---------------|--|
| 回答数（計画数）： 2 件 | |
|---------------|--|

| 問) 資源管理計画取組前後で効果を感じたか | | | | | |
|-----------------------|------|------|------|-----|---------|
| 対象資源の漁獲量 | 資源状況 | 魚価向上 | 経費削減 | その他 | 効果を感じない |
| 維持：2 件 | | | | | |

| 問) 今後必要と感じている取組 |
|-----------------|
| 現状の取組の継続が必要：2 件 |

(4) 資源管理の効果検証

①漁獲量による評価

鳥取県の小型定置網の漁獲量は、2000年から2005年にかけて150t前後から50t前後の水準に減少した。しかし、2006年以降は増加傾向に転じ、2014年には290tを超える漁獲量となった。

魚種別漁獲量を見ると、主要対象魚種の一つであるアジ類の漁獲量は10tから120tの間で大きく変動している。

一方、サワラの漁獲量は2000年以降徐々に増加している。2014年には137tとなり、全体に占める割合も47%に達し、当該漁業の漁獲量の底上げに大きく貢献をしている。

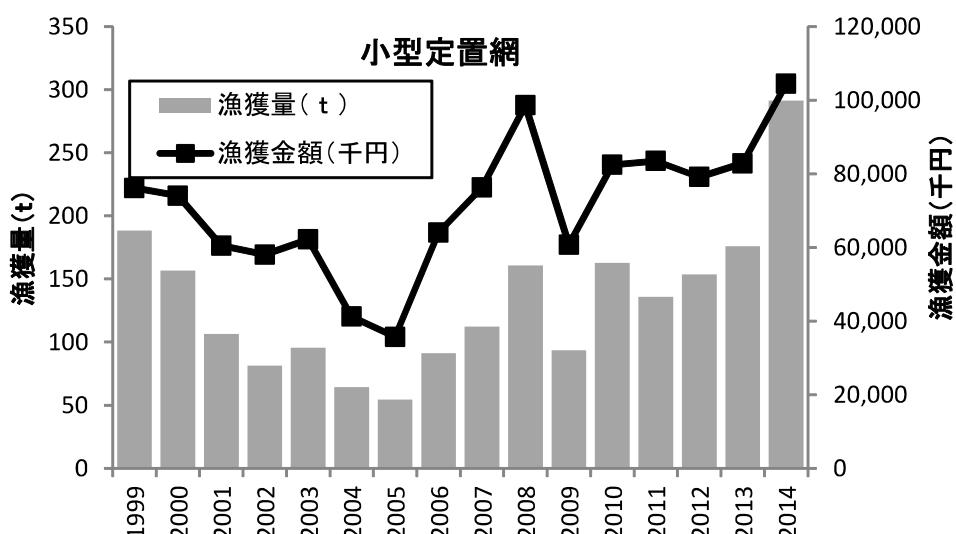


図 鳥取県における小型定置網の漁獲量と漁獲金額の推移

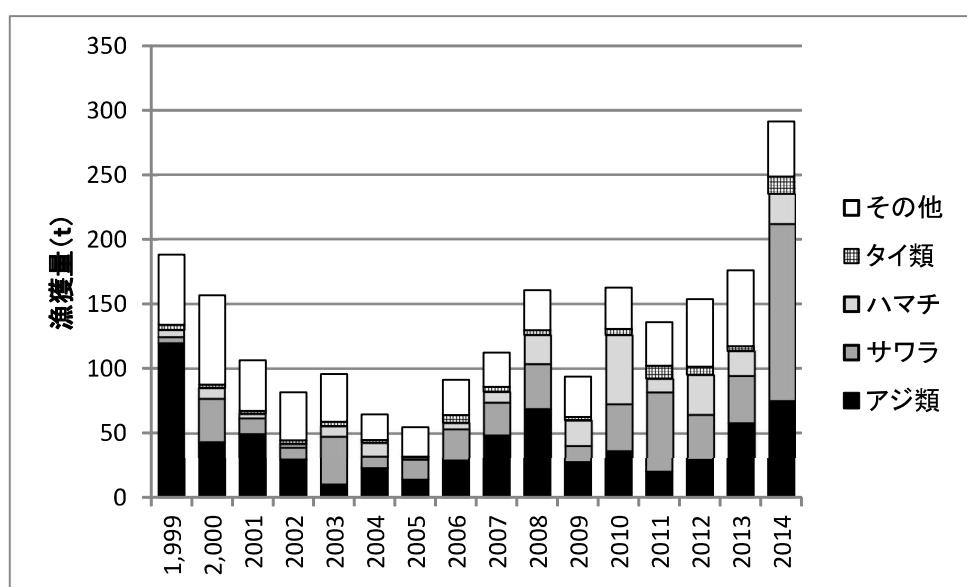


図 鳥取県における小型定置網の魚種別漁獲量

②その他の評価

鳥取県における小型定置網の経営体数は2004年までは3経営体、2005年から2012年は2経営体であったが、近年経営体数が増え、2014年は4経営体となった。

1経営体あたりの漁獲量は、1999年から2004年は減少傾向にあったが、2005年から2008年にかけて増加傾向に転じ、以降、近年は70t前後の値で安定している。

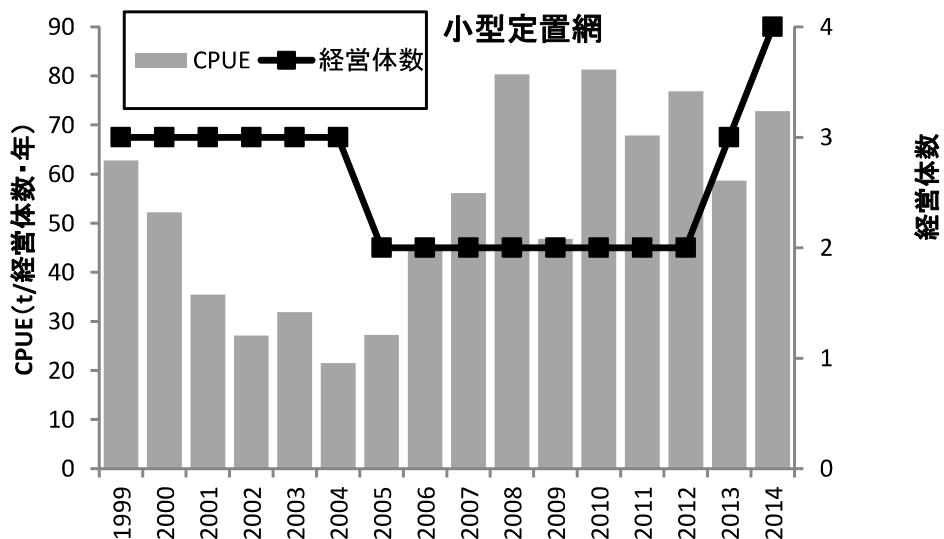


図 鳥取県における小型定置網の経営体数と1経営体当たりの漁獲量

③資源管理措置に対する評価

対象魚種の漁獲量、C P U E は安定して推移しており、管理計画による漁獲努力量の削減措置（休漁期間の設定）は、対象種の資源状況の維持に寄与しているものと判断された。

（5）計画の改善・高度化の検討

本県の定置網漁業の経営体数は、日本海側の近隣府県と比較し、極めて少ない。当該漁業については、人材の確保、自然災害による漁具被害等への対応が、経営上の課題となっている。一方、燃油価格が高止まりする昨今、燃料消費量の少ない当該漁業が再度注目され始めた。このような中、県としても定置網漁業の新設を推進し、2013年以降、新たに2経営体が着業した。

当該漁業は、沿岸漁業の生産基盤を支える重要な漁業である。さらに、雇用創出の場としても重要な役割を果たしており、地域振興上も重要な位置を占める産業となっている。

当該漁業の主な漁獲対象種であるアジ類、サワラ等の資源は、概ね高位水準にあるが、今後も現状の資源状態を維持するための漁獲努力量抑制措置として、現状の自主的措置を継続することが重要である。

一方、近年、クロマグロの資源の低迷が全国的な問題となっている。本県の定置網漁業によるクロマグロの漁獲は散発的なものであるが、水産庁による30kg未満の未成魚の漁獲抑制措置に積極的に協力し、採捕自粛の要請が発動した際には、再放流に努めることが重要であり、資源管理計画に記載することを提案する。

(6) 資源管理指針・資源管理措置の見直しに対する提案

| 資源管理指針・資源管理計画 記載内容(現行) | | 資源管理指針・資源管理計画 見直し(案) | |
|------------------------|--|----------------------|--------------------------|
| 履行確認措置 | その他措置 | 履行確認措置 | その他措置 |
| 休漁期間の設定(2ヶ月以上) | 漁獲サイズ規制 (ヒラメ:全長25cm、マダイ:尾 叉長13cm) | 現行措置の継続 | 現行措置の継続 クロマグロ未成魚の漁獲抑制 |

鳥取県における採貝（採藻）漁業の資源管理

（1）鳥取県における採貝（採藻）の資源及び漁業の概要

採貝、採藻漁業は第一種共同漁業権に基づき操業されているが、潜水器を使用する場合、本県では漁業許可が必要となる。貝類については、アワビ、サザエ、イワガキ等が主に水揚げされる。また、藻類についてはワカメなどの水揚げがあるが、量はごくわずかである。

（2）資源管理の取組

①管理計画の策定地区及び参加経営体数

| 計画参加地区 | 計画参加経営体数 |
|--|----------|
| 浦富地区、網代港地区、福部地区、賀露地区、酒津地区、浜村地区、夏泊地区、青谷地区、泊地区、赤崎地区、中山地区、淀江地区、境港地区 | 80 |

②管理措置の概要

採貝、採藻漁業については、漁期や漁獲サイズの規制が、漁業権行使規則により地区毎に定められている。

加えて、13 地区で資源管理計画が策定され、下記の自主的措置により、漁獲努力量の抑制が図られている。

さらには、アワビ、サザエについては種苗放流による積極的な増殖が推進されているほか、イワガキについては平成 18 年に策定された鳥取県イワガキ資源回復計画に基づき、漁獲サイズの制限や漁獲量の上限を設定している地区もある。

また、漁場監視等の密漁防止の取組についても、各浜で積極的な活動が行われている。

| 自主的管理措置 | 内容 |
|----------------------|--|
| ◎ ①休漁日の設定 | 6～8月の3ヶ月間 週1回相当（12日以上）の休漁日を設ける（毎年漁期前に決定） |
| ◎ ②イワガキの休漁期の設定 | 9月1日から翌年5月31日までの間、イワガキ漁を休漁とする。 |
| ○ ③イワガキのサイズ規制 | 殻高10cm以上または重量200g以上 |
| ○ ④イワガキの漁獲量制限 | 各地区ごとに決定 |
| △ ⑤貝類（アワビ、サザエ）のサイズ規制 | 各海区の漁業権行使規則で規定 |
| △ ⑥藻類の休漁期間設定 | 各海区の漁業権行使規則で規定 |

◎資源管理計画による履行確認措置

○鳥取県イワガキ資源回復計画による措置

△漁業権行使規則の規定

(3) 平成26年度の自己評価の結果

| | |
|----------------|--|
| 回答数（計画数）： 13 件 | |
|----------------|--|

| 問) 資源管理計画取組前後で効果を感じたか | | | | | |
|----------------------------|------|------|------|-----|---------|
| 対象資源の漁獲量 | 資源状況 | 魚価向上 | 経費削減 | その他 | 効果を感じない |
| 維持：11 件 アワビ増加、その他維持：1 件 | | | | | 1 件 |

| 問) 効果を感じられなかった点 | | | |
|-----------------|--------------|------|-----|
| 対象資源の漁獲量 | 単位努力量当たりの漁獲量 | 資源状況 | その他 |
| | | | |

| 問) 効果を感じられなかった要因 | | | | | |
|------------------|----------|---------------------|---------|---------|-----|
| 資源管理措置が不十分 | 禁漁区設定に問題 | 海洋環境に問題 | 漁場形成の変化 | 取組期間に問題 | その他 |
| | | イワガキの加入が少ない： 1 件 | | | |

| 問) 今後必要と感じている取組 | |
|--------------------|--|
| 現状の取組の継続が必要：5 件 | |
| 藻場づくりの推進が必要：6 件 | |
| アワビの漁獲サイズ拡大の検討：1 件 | |

(4) 資源管理の効果検証

①漁獲量による評価

資源管理計画の参加地区のアワビ・サザエ・イワガキの漁獲量は、200t 前後の水準で横ばいに推移している。

魚種別に見ると、アワビについては 1999 年から 2003 年には 2t 前後であったが、2004 年から 2006 年に増加し、2007 年以降は 10t 前後で安定している。これについては、種苗放流及び資源管理の効果によるものと考えられる。近年はやや減少傾向にあるが、比較的安定した漁獲水準を維持しているものと考えられる。

一方、イワガキの漁獲量については、2000 年の 225t をピークに減少傾向にあり、近年は 100t 前後で推移している。これについては、公共事業（漁港、漁場の整備）の減少により、新たな付着基質の投入が減少していることに起因していると考えられる。他方、サイズ規制等の資源管理の取り組みと合わせたブランド化の推進により、単価は 2003 年以降上昇傾向にあり、漁獲量は減少しているにも関わらず水揚げ金額は 8,000 万円前後で安定して推移している。

サザエの漁獲量については、2002 年の 152t をピークに減少傾向にあり、近年は 50t 前後で推移している。また、単価についても伸び悩んでおり、水揚げ金額は 2002 年の 9,729 万円をピークに減少傾向にあり、2014 年は 2,687 万円と低迷している。

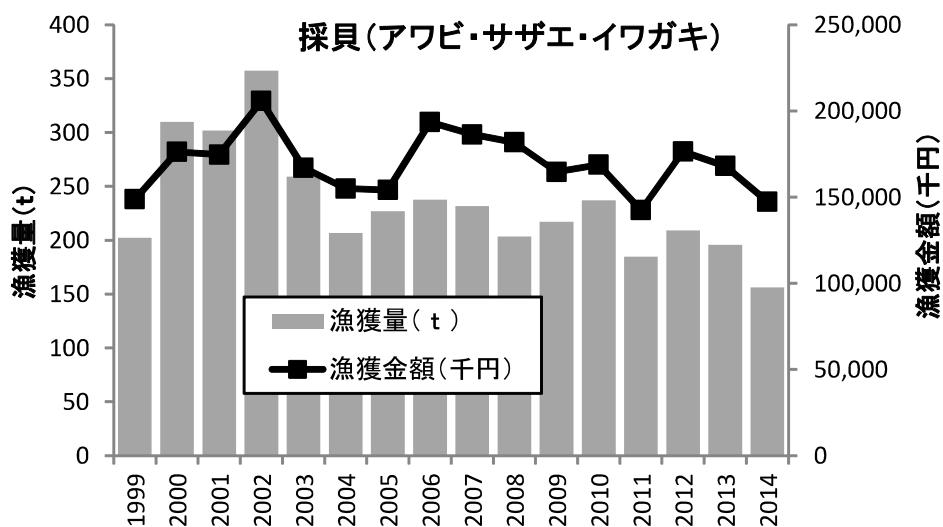


図 資源管理計画の参加地区における採貝漁業（アワビ、イワガキ、サザエ）の漁獲量の推移

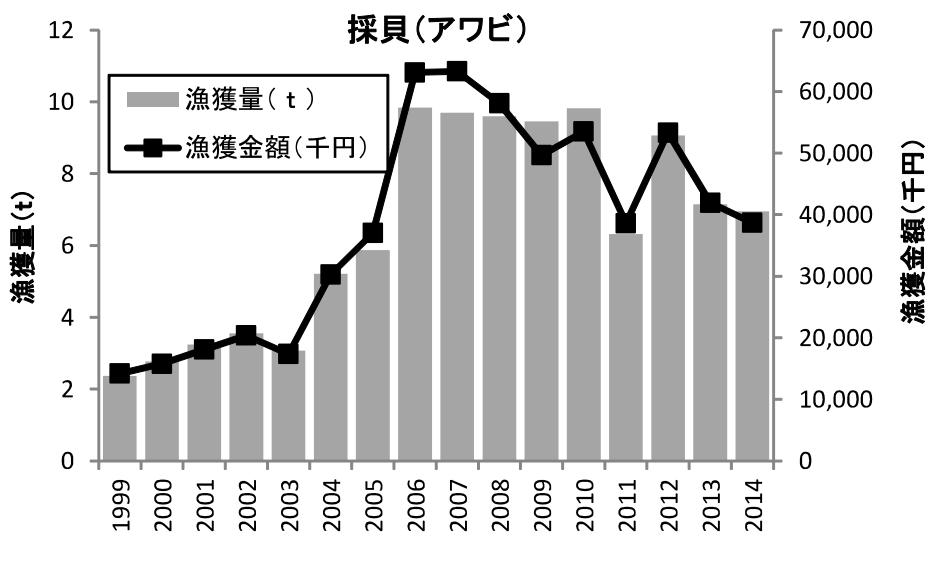


図 資源管理計画の参加地区における採貝漁業（アワビ）の漁獲量の推移

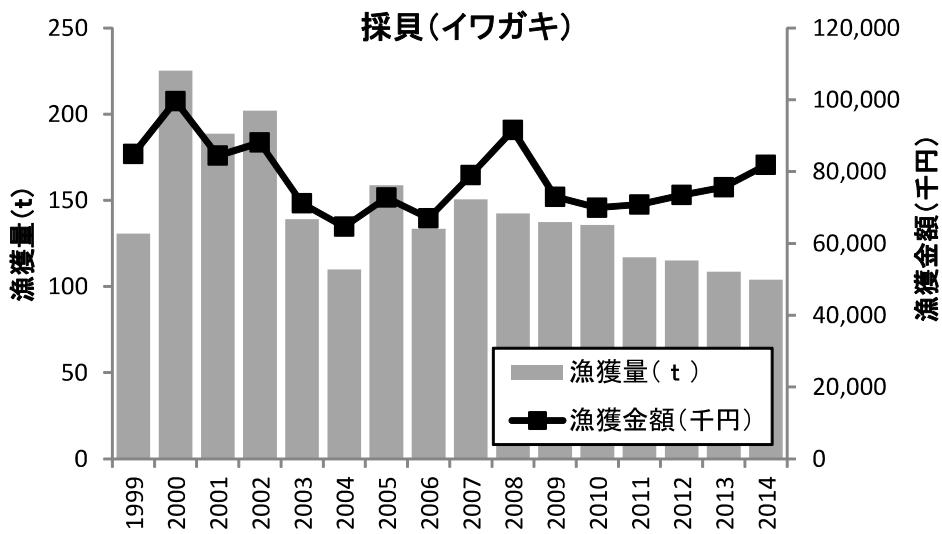


図 資源管理計画の参加地区における採貝漁業（イワガキ）の漁獲量の推移

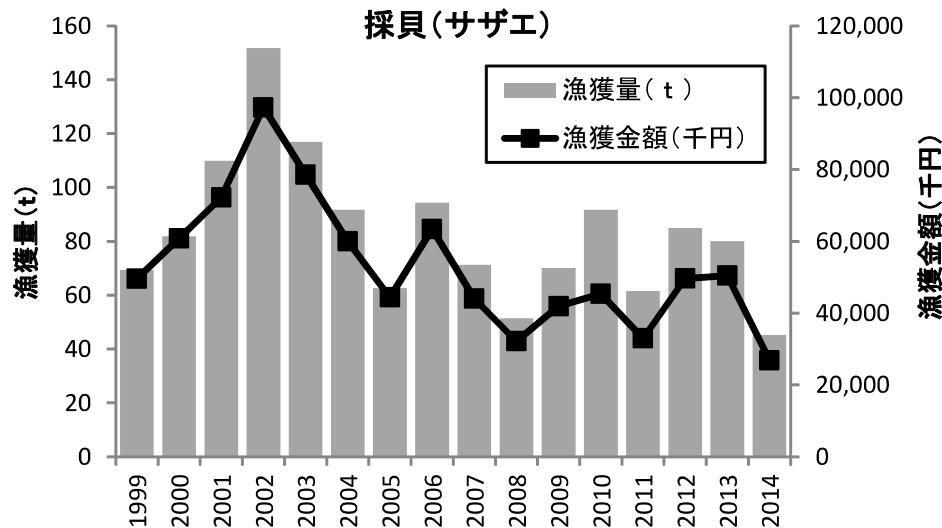


図 資源管理計画の参加地区における採貝漁業（サザエ）の漁獲量の推移

②その他の評価

上記の計画参画地区の採貝・採藻漁業の経営体数の推移は、概ね150経営体で安定している。また、一経営体あたりの漁獲量は、2002年、2003年を除き、1～1.5t前後の水準で安定している。

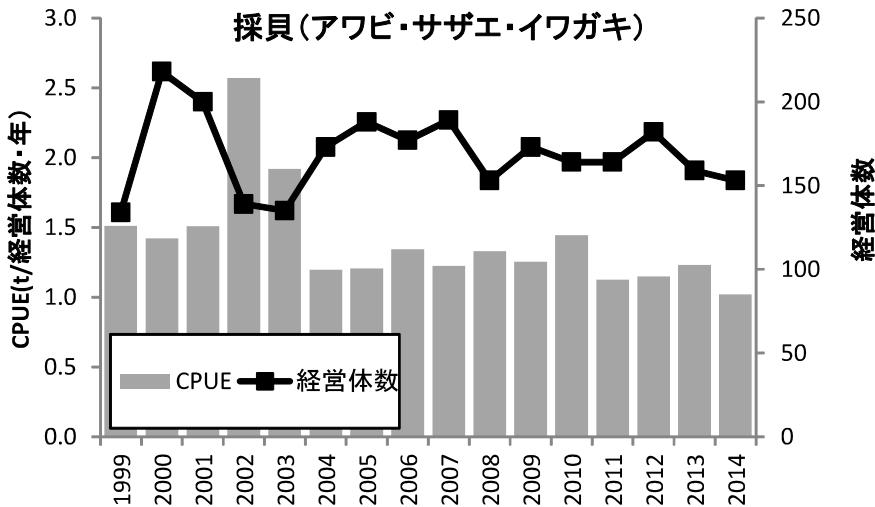


図 資源管理計画の参加地区における採貝漁業（アワビ、イワガキ、サザエ）のC P U E 及び経営体数の推移

③資源管理措置に対する評価

アワビについては、管理計画による自主的措置、その他の公的、自主的な管理措置により、資源水準は安定して推移していると判断される。また、イワガキについては漁獲量は減少傾向にあるが、水揚げ金額面では安定しており、各種資源管理措置による計画的な生産の効果が現れているものと判断される。サザエについては漁獲量、金額とも低迷しているが、資源の底上げを図るには、藻場造成等の漁場環境の改善を推進し、生産基盤の強化することが重要と判断される。

（5）計画の改善・高度化の検討

当該漁業の主要対象種は、基本的に第一種共同漁業権の対象となっており、その管理及び行使は一義的には各地区的漁業協同組合の自治に委ねられている。

一方、イワガキについては、平成 18 年度に資源回復計画を策定し、県全体の統一的な取組を定めた。この計画では、漁期、漁獲サイズ等について地区横断的な統一的規制措置を定めたほか、県全体でブランド化に取り組み、漁場整備などの公共事業と連携した増殖指針が定められた。

さらに、平成 25 年度（2013 年度）より、イワガキの生産基盤拡充を図るために、県下 11 地区で魚礁（イワガキ増殖場）の整備が進められた。整備の効果により、今後漁獲量は増加するものと見込まれるが、これら整備した魚礁でイワガキの持続的な生産を行うためには、漁獲後の魚礁の付着面再生（岩盤清掃）に取り組むことが重要である。

一方、アワビ、サザエ等については、漁獲規制と合わせ、種苗放流による増殖が継続されており、この 2 魚種については投資に見合う放流効果があると判断されている。しかしながら、近年は地球温暖化の影響等により、アワビ、サザエ等の餌場となる藻場の荒廃が懸念されている。各地区では国の事業（水産多面的機能発揮対策交付金）などを活用して、藻場造成に取り組んでいるが、今後もこのような取組を継続しつつ、新たな技術の導入を

推進し、生産基盤の維持、強化を図ることが重要と考えられる。

海藻類については、本県ではあまり活用されておらず、漁獲量もわずかであるが、近年機能性食品の原料としても注目されている。今後、現在利用されているワカメ、アカモク等の海藻の現存量の把握を行い、有効な利活用を進めるとともに、未利用海藻の掘り起こしを行うことで、漁業者の収入増加に寄与するものと考えられる。

採貝、採藻漁業は、経費率が低い漁業であり、特に新規参入漁業者にとって生活基盤を固める上で重要な漁業種類となっている。本県沿岸漁業の若手漁業者の受け皿として、当該漁業は重要であり、今後も資源管理計画による現行措置を継続すると共に、「持続的な生産を維持するための資源管理」と「生産基盤を強化するための漁場環境の整備と管理」を並行的に推進することが重要である。

（6）資源管理措置指針・資源管理計画の見直しに対する提案

| 資源管理指針・資源管理計画 記載内容(現行) | | 資源管理指針・資源管理計画 見直し(案) | |
|--|---|----------------------|--|
| 履行確認措置 | その他措置 | 履行確認措置 | その他措置 |
| 6～8月の3ヶ月間 週1回相当 (12日以上)の休漁日を設ける (毎年漁期前に決定) 9月1日から翌年5月31日まで の間、イワガキ漁を休漁 | イワガキのサイズ規制 (殻高10cm以上 または重量 200g 以上) イワガキの漁獲量制限 (各地区ごとに決定) | 現行措置の継続 | 現行措置の継続 アワビ、サザエのサイズ規制 (漁業権行使規則で規定) 藻類の休漁期間設定 (漁業権行使規則で規定) 種苗放流 藻場造成 未利用海藻の利活用 |

鳥取県における釣り（立て釣り、曳き縄釣り）漁業の資源管理

（1）鳥取県における釣り漁業（立て釣り、曳き縄釣り）の概要

当県における釣り漁業は、大きく分けて立て釣りと曳き縄釣りに分類出来る。立て釣りについては、天然瀬や人工魚礁において、ヒラメ、タイ、ハマチ、アジ類等を漁獲するものがある。また、曳き縄釣りについては、潜行板を用いたヒラメの曳き縄釣りが盛んなほか、県西部を中心にサワラの曳き縄釣りも盛んである。

（2）資源管理の取組

①管理計画の策定地区及び参加経営体数

| 計画参加地区 | 計画参加経営体数 |
|--|----------|
| 浦富地区、網代港地区、賀露地区、酒津地区、浜村地区、夏泊地区、青谷地区、泊地区、赤崎地区、中山地区、御来屋地区、淀江地区 | 188 |

②管理措置の概要

当該漁業については、漁獲対象種が複数有り、操業形態も複雑なことから、魚種を特定した資源管理は困難であり、漁業種類として包括的に管理が行われている。現在 12 地区で資源管理計画が策定され、188 経営体が参加し、下表の自主的措置が講じられている。

| 自主的管理措置 | 内容 |
|------------|--|
| ◎ ①休漁日の設定 | 6～8月の3ヶ月間 週1回相当（12日以上）の休漁日を設ける（毎年漁期前に決定） |
| △ ②漁獲サイズ規制 | ヒラメ（全長25cm）、マダイ（尾叉長13cm） |
| □ ③漁獲サイズ規制 | キジハタのサイズ規制（全長27cm） |

◎資源管理計画による履行確認措置

△資源管理計画に記載されたその他措置

□資源管理計画に記載されていないが、現在実施されている措置

（3）平成26年度の自己評価の結果

| | |
|----------------|--|
| 回答数（計画数）： 12 件 | |
|----------------|--|

| 問) 資源管理計画取組前後で効果を感じたか | | | | | |
|--------------------------|------|------|------|-----|---------|
| 対象資源の漁獲量 | 資源状況 | 魚価向上 | 経費削減 | その他 | 効果を感じない |
| 維持：10件 キジハタは 増加：1件 | | | | | |

問) 今後必要と感じている取組

現状の取組の継続が必要：8件

一般の遊漁船・レジャー船にも休漁の取組を普及する必要がある：1件

(4) 資源管理の効果検証

①漁獲量による評価

資源管理計画の策定地区の漁獲量は、1999年から2003年は100t前後であったが、2004年以降は150t以上の水準となっており、増加傾向にある。当該漁業は、着業が比較的容易であることから、准組合員を中心とした着業者が近年増加傾向にあり、漁獲量の増加はこのことに起因しているものと考えられる。

また、魚種別には2000年以降サワラの漁獲量が著しく増加している。一方、その他の主要対象種であるハマチ、ヒラメ、アジ等の漁獲量は、年変動はあるものの、概ね10t前後で推移している。

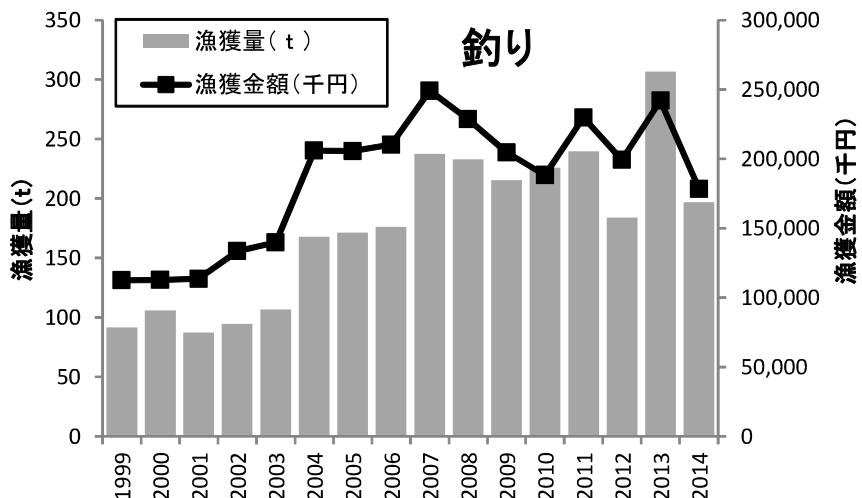


図 資源管理計画の参加地区における釣り漁業の漁獲量の推移

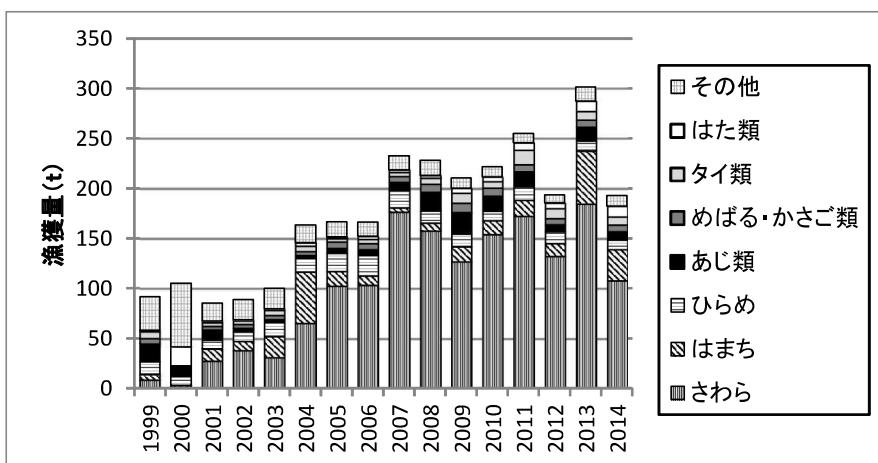


図 資源管理計画の参加地区における釣り漁業の魚種別漁獲量の推移

②その他の評価

釣り漁業の対象魚種の中で、最も単価の高い魚種の一つであるキジハタについて、近年資源管理や放流の取組が強化されている。本種の一本釣りは春から秋にかけて操業され、漁獲量は増加傾向にある。1999年から2008年は3t前後を推移していたが、2009年以降は増加傾向に転じ、2013年及び2014年は10tを超える漁獲量となった。種苗放流や資源管理の効果が顕在化している魚種の一つである。

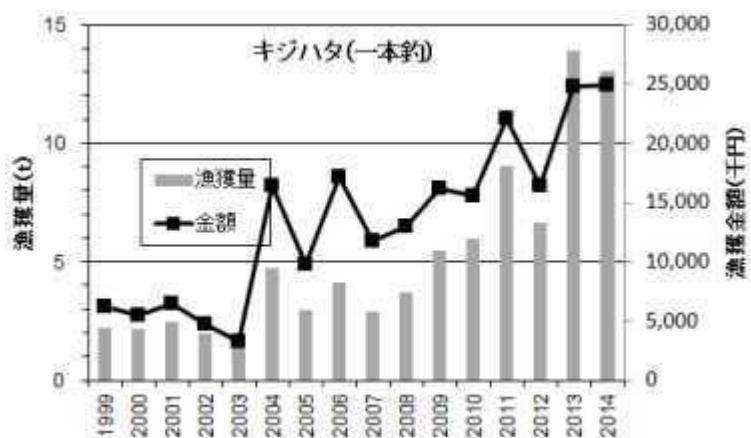


図 鳥取県におけるキジハタの漁獲量の推移

③資源管理措置に対する評価

対象魚種の漁獲量は安定して推移している。管理計画による自主的措置は、資源の維持、漁獲集中の抑制措置として機能しているものと判断される。

(5) 計画の改善・高度化の検討

釣り漁業は、網漁業と比較すると漁獲圧力も小さく、漁獲サイズの選択性も強い漁業であり、小型魚の大量漁獲がほとんどない、資源にやさしい漁業である。今後も、過度な漁獲集中を抑制するため、現状の休漁措置を継続することが望ましい。

一方、近年増加傾向にあるサワラは、対象種の中でも最も重要な収入源となっている魚種である。釣り漁業は、漁獲物を丁寧に扱うことが可能な漁法であるが、特にサワラは取扱により鮮度、品質に大きな差が出る魚種の一つである。2014年度に策定された各地域の「浜の活力再生プラン」においても、サワラがブランド化等の付加価値向上の対象として注目されている。このため活締め、神経締めなどの高鮮度処理技術の普及を図り、並行して地域ブランド作りを推進することにより、魚価向上が図られ、漁業所得の向上に貢献するものと考えられる。

また、対象種の中でも最も単価の高い魚種であるキジハタについては、県の試験研究機関により種苗放流による資源増殖の技術開発が進められ、平成28年度から事業化される。これら積極的な増殖措置と合わせ、小型魚の再放流に努めることにより、さらなる資源増大が図られるものと考えられ、資源管理計画に記載することを提案する。

(6) 資源管理指針・資源管理計画の見直しに対する提案

| 資源管理指針・資源管理計画 記載内容(現行) | | 資源管理指針・資源管理計画 見直し(案) | |
|--|--|----------------------|--|
| 履行確認措置 | その他措置 | 履行確認措置 | その他措置 |
| 6~8月の3ヶ月間 週1回相当 (12日以上)の休漁日を設ける (毎年漁期前に決定) | 漁獲サイズ規制 (ヒラメ:全長25cm、マダイ:尾 叉長13cm) | 現行措置の継続 | 現行措置の継続 <u>漁獲サイズ規制</u> (キジハタ:小型魚) <u>種苗放流</u> (キジハタ、ヒラメ) <u>高鮮度出荷・ブランド化</u> (サワラ等) |

資源管理計画の評価・検証 総括表－1

| 計画名 | 参画地区 (平成28年3月時点) | 評価データ | 評価結果 | 資源管理指針・資源管理計画 記載内容(現行) | 資源管理指針・資源管理計画 記載内容(現行) | 履行確認措置 | その他措置 | 履行確認措置 | その他措置 |
|--------------|---------------------------|-------------------------|-----------------|--|--|---------|---|---------------------|---------|
| スルメイカ・ケンサキイカ | 浦富、田後、網代、賀露、浜村、青谷、境泊、赤崎、港 | スルメイカ:漁獲量 ケンサキイカ:漁獲量 | 維持 | [10～30トン船] 休漁日の設定(3月～5月の間、月一回相当、合計3日以上) 【5～10トン船】 休漁日の設定(3月～5月の間、月一回相当、合計3日以上) または 休漁日の設定(6月～8月の間、週一回相当、合計12日以上) 【5トン未満船】 休漁日の設定(6月～8月の間、週一回相当、合計12日以上) | [10～30トン船] 休漁日の設定(3月～5月の間、月一回相当、合計3日以上) 【5～10トン船】 休漁日の設定(3月～5月の間、月一回相当、合計3日以上) または 休漁日の設定(6月～8月の間、週一回相当、合計12日以上) 【5トン未満船】 休漁日の設定(6月～8月の間、週一回相当、合計12日以上) | 現行措置の継続 | 【10～30トン船】 照明設備(光力) 160kW 【5～10トン船】 照明設備(光力) 120kW 【共通】 省燃油活動(船底清掃、防汚塗料の塗布、漁場情報の共有化) | 現行措置の継続 | 現行措置の継続 |
| アカイカ | 賀露、酒津、夏泊、浜村、青谷、泊 | 漁獲量 | 変動が大きい 減少傾向 | 変動が大きい 減少傾向 | 9～11月の3ヶ月間 週1回相当(12日以上)の休漁日を設ける(毎年漁期前に決定) | なし | 現行措置の継続 | 省燃油活動(船底清掃、防汚塗料の塗布) | 現行措置の継続 |
| コウイカ | 福部 | 漁獲量 | 減少 (從事者数の減少) | 9月から翌年3月の間休漁 | なし | なし | 現行措置の継続 | なし | 現行措置の継続 |
| シラス(カタクチイワシ) | 境港 | 漁獲量 | 維持 | 11～1月の3ヶ月間 週1回相当(12日以上)の休漁日を設ける(毎年漁期前に決定) | なし | 現行措置の継続 | なし | 現行措置の継続 | なし |
| トビウオ類 | 田後、青谷、赤崎 | 漁獲量 | 維持 | 6～8月の3ヶ月間 週1回相当(12日以上)の休漁日を設ける(毎年漁期前に決定) | なし | 現行措置の継続 | なし | 現行措置の継続 | なし |
| シイラ | 浜村、赤崎 | 漁獲量 | 変動が大きい 減少傾向 | 6～8月の3ヶ月間 週1回相当(12日以上)の休漁日を設ける(毎年漁期前に決定) | なし | 現行措置の継続 | 省燃油活動(船底清掃、防汚塗料の塗布) | 現行措置の継続 | 現行措置の継続 |
| バイ | 賀露、酒津、浜村、泊、淀江 | 漁獲量 | 増加 | 10月から翌年2月の間休漁 | サイズ制限 (船高3cm以上) かご数制限 (万能かご200個／隻、または丸かご400個／隻まで) 保護区の設定 | 現行措置の継続 | 産卵器の設置 | 現行措置の継続 | なし |
| タコ類 | 淀江 | 漁獲量 | 変動が大きい なし | 7月15日～10月15日の間休漁 | なし | 現行措置の継続 | なし | 現行措置の継続 | なし |

資源管理計画の評価・検証 総括表－2

| 計画名 | 参画地区 (平成28年3月時点) | 評価データ | 評価結果 | 資源管理指針・資源管理計画 記載内容(現行) | | 資源管理指針・資源管理計画 記載内容(現行) | 現行措置 | その他の措置 | 見直し(案) その他の措置 |
|--------------------------|---------------------------------|---|------|-----------------------------------|--|--|---------|---|------------------|
| | | | | 履行確認措置 | その他措置 | | | | |
| カワハギ類 小型底びき網(えびけた網)漁業 | 賀露、酒津、浜村、夏泊、青谷、泊 | 漁獲量 | 維持 | 6～7月の2ヶ月間を休漁なし | | 現行措置の継続 | 現行措置の継続 | 【公的規制】 かご数制限 操業時間制限 | 小型魚の放流(機動的対応) |
| 固定式刺網漁業 | 田後、賀露、浜村、青谷、赤崎、淀泊、赤崎、淀江、境港 | 漁獲量 漁種別漁獲量 経営管理体制数 努力力量当の漁獲量 漁具改良試験結果 | | 減少(メイタ ガレイ、ヒラメ 等の資源が 減少) | 6～8月の3ヶ月間 週1回相当 (12日以上)の休漁日を設ける (毎年漁期前に決定) | 漁獲サイズ規制 (ヒラメ:全長25cm、メイタガレイ:全長14cm、マダイ:尾叉長13cm) 網目規制 (6節以上(美保湾海域を除 <)。その他、稚魚の発生動向 に応じ、機動的対応) | 現行措置の継続 | 現業禁止区域 (鳥取市浜坂と鳥取市福部町 の境界から正北の線～阿弥陀川河口の正北の線、水深 30m以浅(1～9月)、鳥取市 浜坂と鳥取市福部町の境界 から正北の線～湯梨浜町宇 野と宇谷界の正北の線、距岸 1,000m以内(10～12月)) ヒラメの種苗放流(美保湾) | 現行措置の継続 |
| 小型定置網漁業 | 賀露、酒津、浜村、夏泊、赤泊、赤青谷、中山、御来屋、淀江、境港 | 漁獲量 漁種別漁獲量 経営管理体制数 努力力量当の漁獲量 | 維持 | | 6～8月の3ヶ月間 週1回相当 (12日以上)の休漁日を設ける (毎年漁期前に決定) | 漁獲サイズ規制 (ヒラメ:全長25cm、マダイ:尾 叉長13cm) 【三重網】 5月操業禁止(県東部50m以 深、県中西部水深30m以深) | 現行措置の継続 | 現行措置の継続 | 現行措置の継続 |
| 浦富、網代、採貝(採藻)漁業 | 浦富、酒津、浜村、青谷、赤泊、赤崎、淀江、境港 | 漁獲量 漁種別漁獲量 経営管理体制数 努力力量当の漁獲量 | 維持 | 休漁期間の設定(2ヶ月以上) | (ヒラメ:全長25cm、マダイ:尾 叉長13cm) | 漁獲サイズ規制 (ヒラメ:全長25cm、マダイ:尾 叉長13cm) | 現行措置の継続 | クロマグロ未成魚の漁獲抑制 | 現行措置の継続 |
| | | | | | | イワガキのサイズ規制 (殻高10cm以上または重量 200g以上) イワガキの漁獲量制限 (各地区ごとに決定) | | アワビ、サザエのサイズ規制 (漁業権行使規則で規定) 邊縄の休漁期間設定 (漁業権行使規則で規定) | |
| | | | | | | | | 種苗放流 養殖場造成 未利用海藻の活用 | |

資源管理計画の評価・検証 総括表－3

| 計画名 | 参画地区 (平成28年3月時点) | 評価データ | 評価結果 | 資源管理指針・資源管理計画 記載内容(現行) | | 資源管理指針・資源管理計画 記載内容(現行) | 資源管理指針・資源管理計画 記載内容(現行) |
|--|---|--|--|---|---|------------------------|------------------------|
| | | | | 履行確認措置 | その他措置 | | |
| 釣り(立て釣 り・曳き網釣 り・曳き漁業) 浦富、網代、 賀躉、酒津、 浜村、夏泊、 青谷、泊、赤 崎、中山、御 来屋、淀江 | 漁獲量 魚種別漁獲量 個別漁獲量(キジハタ) 維持 (キジハタは 增加) | 6～8月の3ヶ月間 過1回相当 (12日以上)の休漁日を設ける (毎年漁期前に決定) | 漁獲サイズ規制 (ヒラメ:全長25cm、マダイ:尾 叉長13cm) | 履行確認措置 (12日以上)の休漁日を設ける (毎年漁期前に決定) | その他措置 漁獲サイズ規制 (キジハタ・小型魚) 種苗放流 (キジハタ、ヒラメ) 高齢度出荷・ブランド化 (サワラ等) | 現行措置の継続 | 現行措置の継続 |

■執筆・編集担当

| 所 属 | 役 職 | 氏 名 |
|-----------------------|----------|-------|
| (総括) 鳥取県農林水産部水産振興局水産課 | 漁業調整担当係長 | 太田 太郎 |
| 田後漁業協同組合 | 総務指導課長代理 | 山根 栄 |
| 鳥取県漁業協同組合 | 代表理事専務 | 大磯 一清 |
| // | 漁政指導課長 | 前田 紀久 |
| // | 指導担当 | 古田 晋平 |
| 赤崎町漁業協同組合 | 販売課長 | 有福 美幸 |
| 全国合同漁業共済組合鳥取県事務所 | 業務課長代理 | 清水 貴生 |
| 鳥取県農林水産部水産振興局水産課 | 水産振興室長 | 早瀬 譲 |
| 鳥取県栽培漁業センター | 増殖技術室長 | 福井 利憲 |
| // | 主任研究員 | 前田 啓助 |
| // | 研究員 | 野々村卓美 |
| // | // | 門脇 慧史 |
| 鳥取県資源管理協議会 | 事務局 | 岸 友萌 |

■鳥取県資源管理協議会構成員名簿（平成28年3月1日現在）

| 区分 | 役 職 | 氏 名 |
|----------------------|-----|-------|
| 鳥取県農林水産部水産振興局（局長） | 会長 | 三木 敦立 |
| 全国合同漁業共済組合鳥取県事務所（所長） | 副会長 | 生越日出夫 |
| 田後漁業協同組合（代表理事組合長） | 監事 | 田渕 幸一 |
| 赤崎町漁業協同組合（代表理事組合長） | 監事 | 祇園 行裕 |
| 鳥取県漁業協同組合（代表理事専務） | 出納役 | 大磯 一清 |
| 鳥取県栽培漁業センター（所長） | | 山田 英明 |

資源管理計画の評価検証報告書

平成 28 年 3 月

編 集 鳥取県資源管理協議会

連絡先 〒 680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当

電話番号 : 0857-26-7318

ファクシミリ : 0857-26-8131